

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係） 1 （略） 2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。））、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。		別表第1（第1条関係） 1 （略） 2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。））、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。	
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
(略)	(略)	(略)	(略)
豚、鶏又はうずら	ア～ウ （略） エ <u>馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）</u> オ 豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）	豚、鶏又はうずら	ア～ウ （略） （新設） エ <u>豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</u>

	カ～ケ (略)
養殖水産動物	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 確認済馬肉骨粉等</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を受けていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を受けていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。）</p> <p>コ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</p> <p>サ (略)</p>
(略)	(略)

	オ～ク (略)
養殖水産動物	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>ク 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を受けていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を受けていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</p> <p>コ (略)</p>
(略)	(略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家さん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(i) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家さん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意 (略)

ウ (略)

3～5 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家さん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(i) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家さん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意 (略)

ウ (略)

3～5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。